

# ごあいさつ

## 藤井寺市景観計画（第1回変更）にあたって



藤井寺市は、4世紀後半から6世紀中頃にかけて形成されたと推定される古市古墳群をはじめ、葛井寺、道明寺天満宮等の神社仏閣、東高野街道、長尾街道等の旧街道など、多くの歴史文化遺産を有しています。また、市内には大和川や石川等が流れ、金剛・生駒山系を眺望できるなど豊かな自然環境も有しています。

さらに、明治中頃までに形成された14の旧集落地や大正時代に開発された“花苑都市”藤井寺経営地などの文化価値の高い住宅地がみられるなど、歴史文化等と住宅地環境が調和した現在の景観が形成されています。

また、古市古墳群につきましては、本市と堺市、羽曳野市のエリアで構成する「百舌鳥・古市古墳群」として、世界遺産暫定一覧表に登載され、世界遺産登録をめざした活動を関係自治体とともに展開しています。

藤井寺市の景観づくりは、平成25年6月に策定しました『藤井寺市景観計画』をもとに進めてまいりました。今までの取り組みをさらに一歩進め、市域に点在する古墳という資産を守りながら、その周辺の良い景観を形成するため、「古市古墳群景観形成促進区域」を「古市古墳群景観形成地区」に移行し、より実効性のある施策を明らかにしています。

良い景観は市民、事業者等及び行政が協働で創りあげていくものです。今後、『歴史文化の薫る藤井寺 個性とうるおいのある景観をめざして』を基本目標に、その実現に向け、良い景観形成を進めていきたいと考えています。

最後に、本計画の策定に当たり、ご審議をいただきました藤井寺市景観審議会委員をはじめ、関係者の皆様に心から御礼を申し上げますとともに、計画の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年1月

藤井寺市長 國下 和男



## I 景観計画の策定にあたって

### 序章

#### 景観計画の目的及び位置づけ

- 1 景観計画の目的 ..... 2
- 2 景観計画の位置づけ ..... 2

## II 景観づくりの基本方針

### 第1章

#### 景観形成の基本理念、基本方針

- 1 景観形成の基本理念 ..... 8
- 2 景観形成の基本目標 ..... 8
- 3 景観形成の基本方針 ..... 9

### 第2章

#### 景観特性と課題

- 1 景観特性 ..... 10
  - (1) 歴史文化景観 ..... 10
  - (2) 市街地景観 ..... 13
  - (3) 自然的景観 ..... 17
  - (4) 景観資源の整理 ..... 19
- 2 課題 ..... 21
  - (1) 歴史文化景観 ..... 21
  - (2) 市街地景観 ..... 21
  - (3) 自然的景観 ..... 23

### 第3章

#### 景観形成を促進する区域

- 1 藤井寺市を特徴づける景観要素 ..... 24
- 2 景観要素における景観形成の基本方向 ..... 25
  - (1) 面的景観 ..... 25
  - (2) 軸的景観 ..... 26

### 第4章

#### 景観形成を促進するための施策

- (1) 景観条例の運用方針 ..... 28
- (2) 市民協働による景観づくりの施策の展開 ..... 32

# Ⅲ 景観づくりの基本事項

## 第5章

### 景観計画の区域(法第8条第2項第1号関係)

1 景観計画の区域	36
2 景観形成促進区域	37
(1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域	39
(2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域	42
(3) 大和川・石川沿岸景観形成促進区域	44
(4) 大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域	46
(5) 東高野街道歴史景観形成促進区域	48
3 景観形成地区	50
(1) 景観形成地区指定の考え方	50
(2) 景観形成地区の候補地区	51
(3) 景観形成地区	52
古市古墳群景観形成地区	52

## 第6章

### 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

1 景観計画区域の方針	55
2 景観形成促進区域の方針	56
(1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域	56
(2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域	56
(3) 大和川・石川沿岸景観形成促進区域	56
(4) 大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域	57
(5) 東高野街道歴史景観形成促進区域	57
3 景観形成地区の方針	58
(1) 古市古墳群景観形成地区	59

## 第7章

### 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

1 景観計画区域(市全域)における行為の制限	60
別表1 色彩基準	62
2 景観形成促進区域における行為の制限	63
(1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域	63
(2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域	69
(3) 大和川・石川沿岸景観形成促進区域	71
(4) 大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域	73
(5) 東高野街道歴史景観形成促進区域	75

表 7-1,7-2,7-3	77
別表 2 色彩基準	78
3 景観形成地区における行為の制限	79
(1) 古市古墳群景観形成地区	79
別表 3 色彩基準	83
別表 4, 5 色彩基準	87
4 色彩基準範囲(外壁等基本色)	88
別表 1, 2 参考表 色彩基準	88
別表 3 参考表 色彩基準	89
別表 4, 5 参考表 色彩基準	91

## 第8章

### 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号関係)

(1) 景観重要建造物の指定の方針	92
(2) 景観重要樹木の指定の方針	92

## 第9章

### 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号関係)

92

## 第10章

### 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号関係)

93

## IV 景観づくりの推進体制

## 第11章

### 良好な景観の形成のための推進体制

(1) 市の取り組み	96
(2) 地域主体の景観づくりと仕組みの構築	96
(3) 景観計画の適切な進行管理と見直し	99

## 巻末資料

・本文中にある\*印の用語は、当該頁の下段及び巻末資料に解説を記載しています。

